

第76回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成28年11月29日（火）16:30～18:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

山本 勲（慶應義塾大学商学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、
大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：長藤室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 就業構造基本調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、そろそろ定刻になりましたので、ただ今から第76回人口・社会統計部会を開催させていただきます。

本日は、10月20日に開催いたしました前回の第73回部会に引き続きまして、就業構造基本調査の変更について審議いたします。

本日の部会は18時半までを予定しておりますが、審議の状況によって予定時間を若干過ぎるような場合には、既に御予定がある委員、専門委員等の皆様におかれましては、御自由に御退席いただいて結構です。

なお、川口専門委員は本日所用により御欠席と伺っております。また、嶋崎委員は少し遅れて出席されるとの御連絡をいただいております。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料や今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料につきましては、前回部会において整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答、また、参考資料としまして、あらかじめ皆様方にお送りし、内容を御確認いただきました前回部

会の議事概要をお配りしております。資料の不足等がありましたら、事務局までお申し出ください。

続きまして、本日の部会の進め方ですが、始めに、前回部会で整理、報告等が求められた事項について、本日お配りした資料に基づき御審議をお願いいたします。その後、残りの論点について、前回部会の配布資料の資料3-1の審査メモ、資料3-2の審査メモで示された論点に対する調査実施者の回答を踏まえて御審議をお願いいたします。もし前回部会の資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたらお知らせください。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、審議に入らせていただきます。初めに、前回の部会におきまして皆様からいただいた御意見等について、調査実施者の回答を踏まえて、改めて審議を行いたいと思います。

まず本日お配りしております資料の1ページの「ア 現在の雇用形態に就いている理由の新設」について、総務省統計局から説明をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 現在の雇用形態に就いている理由の新設についてです。こちらの方は、文言を若干変更しております、前回「就業時間を調整」としておりましたが、時間だけではなくて日数もあるのではないかといただいた意見をいただきましたので、「就業時間や日数を調整していますか」と変更しております。併せて、上の部分も、「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」とこのような文言にしております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

今の説明は修正後についてですが、修正前はどうか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 「収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間の調整をしていますか」という文言でした。

○白波瀬部会長 それから、「収入を一定の金額以下に」ということで修正案が出ております。ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。範囲というところで明確に金額とさせていただいたということで、御提案をお認めいただいたとしてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、この件につきましては特に御意見がありませんので、了承いただいたものといたします。

次に、資料2ページの「ウ 育児・介護の実施頻度の追加等」について、総務省統計局から説明をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 育児・介護の実施頻度の追加等についてです。こちらは前回の部会で、育児の対象を未就学児に限定しているが、それが適切かと、小学生までを育児の対象とすることはできないかという意見をいただきました。これにつきましては、2ページの方に記載しておりますように、育児の対象を小学生にまで拡大するということになりますと、小学生の子を持つ親を含めた育児休業等の利用率の把握は可能となりますが、一方で、育児休業等の利用は未就学児に限られておきまして、そのような形で従来調査をしてきておりますので、時系列を確保するという意味

からは、未就学児に限定して、また、その未就学児の子供を持つ親が育児休業制度等をどれだけ利用しているかということ把握していきたいと考えております。

それから、育児の頻度の部分についてです。こちらは3ページと併せて御覧いただければと思いますが、どのような形でほかの調査で調査をしているかということで、3つほど調査をそこに挙げさせていただいております。21世紀成年者縦断調査、全国家族調査、それから社会生活基本調査ということで、縦断調査では時間を把握しておりますが、こちらは「家事・育児、子どもの世話」として、一括して時間を把握していると。全国家族調査では「子どもと遊ぶこと」といったような形で、トピックに限定して週に何回ほどやっていますかということ把握しています。社会生活基本調査、これは生活時間の調査ですので、15分ごとの行動を調査する中で、「家事」、「介護・看護」、「育児」等で主行動の時間を把握しているということです。

このようなその他の調査を踏まえまして、この就業構造基本調査でどのように調査をするかということで、前回示させていただいた案としましては、図1の方に記載しておりますように、週に何回やっていますかと「日数」で聞いておりました。これにつきまして、「日数」ではなくて1日当たりの時間で把握することができないかという意見もありましたので、こちらで代替案を検討したものが図2です。図2の方では、「家事・育児」として把握するというので、育児だけを切り出すのは非常に難しいと考えております。ほかの21世紀成年者縦断調査等でも「家事、育児、子どもの世話」とまとめておりますので、この調査でも「家事・育児」とまとめた形で時間について把握できないかということで考えたものです。

把握の仕方としましては、「30分未満」、それから「30分～1時間未満」、「1～2時間未満」といったように階級値で選択肢を設けまして、そこにマークをしていただくといったような形で考えております。

このような階級値にしましたのは、表2の方で、21世紀成年者縦断調査の中で、特に夫の部分ですね、夫がどれだけ家事・育児をしているかということで、平日について見ますと2時間未満が54.8%と一番多くなっておりますので、それを特に細分化して取った方が良いのではないかということで、そのような形にしております。「30分未満」と「30分～1時間未満」、「1～2時間未満」、「2時間～4時間未満」、「4時間～6時間未満」、「6時間以上」という形にしております。こういう形であれば、時間で把握することも可能ではないかということで代替案として示しております。その際に、この調査は普段の状態を調べるものですので、仕事をしている人につきましては、仕事をしている日をふだんとしますということで、仕事を取る関係で調査をしたいと考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。原案では「日数」ということだったのですが、特に「家事・育児」として、「時間」はどうかという御意見も出ましたので、「家事・育児」についてはこういう形で「時間」で見るとということで、介護につきましては、特に御意見等なかったのものでそのままということで。何かこれは、「家事・育児」だけということで、介護はそのままとなっているかのように見えるのですが、それにつきましては、併せてまだ

検討中ということですので、御意見がありましたら、どうかよろしくお願いいたします。
永瀬委員。

○永瀬委員 私は時間で捉えたほうが良いのではないかなと思います。その理由は、介護の場合はたまに通うという手伝いも多いと思われ、週の頻度でも良いのではないかと思うのですが、育児の場合には同居がほとんどです。ですから毎日しているというのでも、15分でも5時間でも毎日しているとなり、また、毎日しているという場合にどうした行動をもって育児を毎日していると回答するかはかなり主観によるように思います。そこで時間がより良いのではないか思い、私は今回この代替案がベターと思います。ただし、質問があるのですが、「子の育児をしている」と言って、その下に「ふだんの1日当たりの家事・育児時間」となっていますが、子の世話という意味の「家事・育児時間」なのか、それとも全体の「家事・育児時間」を聞いているのかが少し分かりにくいような気がします。後ろに、「家事・育児時間については調査票の記入の仕方を参考にしてください」と記載しているので、それを見れば分かるのかなと思うのですが、そこにはどんなことが書かれているのでしょうか。またもしも全体の家事・育児を聞くのだとすると、女性ですと、21世紀成年者縦断調査の結果では「6～8時間未満」と「8時間以上」は両方とも頻度が高いですので、「6時間以上」の階級で良いのかどうか、そのところが分からないので教えてくださいませんか。

○白波瀬部会長 では、調査実施者お願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 この「家事・育児」につきましては、これは全体の時間ということになります。階級値のところ、「8時間以上」が女性の場合多いのではないかということなのですが、確かに多くはなるのですが、これ以上選択肢を増やすのもかなり難しいということもありまして、「6時間以上」でまとめさせていただいたところでは。

○白波瀬部会長 山本専門委員どうぞ。

○山本専門委員 今の点に関連するのですが、私も時間で把握することに賛成で、介護と育児で、日数と時間でかなり変わってしまいますが、それは実態を把握するために必要であるということで、そこは違う聞き方でも問題ないのかなと思っています。

それで、私も永瀬委員と全く同じ印象を持ちまして、「子の育児をしている」の矢印があって「家事・育児時間」となっていて、子の育児をしていない人には聞かないわけなのですが、そこで統計としてあまり美しくないなと思ったのです。例えばこの目的は育児時間を聞きたいと思うのですが、家事と分けることが難しいという理由で「家事・育児」とされているのだと思います。しかし、例えばこの順番を変えて、「育児・家事時間」にするとか、あるいは「育児時間（家事も含む）」など、やはり育児がメインであるというような聞き方をした方が目的に合っているのではないのかなと思いました。

以上です。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 一つよろしいでしょうか。こちらは、もともとはやはり今山本専門委員がおっしゃったとおり家事と育児はど

うしても切り分けられないという点から、それはまとめて取るのだと、ここの第一義的な目的というのは、あくまでもこれは就業構造基本調査ですので、就業への影響の変数として捉えると。そういう意味で言いましても、子の育児と家事というものをあえて切り分ける必要性というのは薄いのではないかというような認識を持って議論したところです。仮にここで「育児・家事」で、育児を全面に出したとしても、それは一定程度の幅というか揺らぎを出すだけでありまして、全体を示すのだということを逆に明確にしたほうが統計上の精度は高まるのではないかという認識を持ったところです。

○白波瀬部会長 多分今の永瀬委員と山本専門委員の一つのポイントは、もちろんこれ家事・育児時間は就業の方から聞くと、これは統計委員会の方でも再確認させていただいておりますので、その点については了承なのですが、最初に単純に育児をしていますという方にだけ聞いて、育児の時間はと聞くほうがカテゴリーから見れば整合性があると、単純にそういう話なのです。しかし、多分ここでの意味は、育児を今担当している方について、家事・育児時間はいくらですかと聞きたいというのが恐らくここでの質問ではなかったのかなと、当初の説明を聞いて思ったところです。ですから、どちらかというこの文言の下げ方というか、最初に大きい質問が「子の育児をしている」で、下において「家事・育児」になっているので、それで調査実施者も、見たいのは育児だけではなくて、家事も含めたところの時間を聞きたいというのがかなり強い問題意識のようですので、家事・育児時間を聞くと。ただ、そここのところの矢印の仕方として、子の育児をなさっている方を対象にしているということですよ。つまり育児をしていなかったら、この質問に答えなくていいわけですよ。つまり質問として育児をしているという人に何で家事を聞くのだというのが、逆に言えばすごく重要なポイントではないような気がするのです。ですから、家事・育児をもし聞くのであれば、親質問になるところでのカテゴリーのすみ分けを少し違う形にしたらどうですかというのが、多分より生産的な意見のような気がするのですが、いかがですか。

○嶋崎委員 さらにもう1点加えさせてください。未就学児を対象とした育児ですので、未就学児はいないけれども、小学生等々がいる場合は入らないが、両方いる場合は入ることになります。分かりにくいので、「未就学児の育児はしていない」としてはどうでしょうか。小学生とか就学児の育児をしている人たちが排除されるので、分かりにくいように思えます。

○白波瀬部会長 というか、この質問項目のカテゴリーの対象という意味で、排除ということまで言ってしまうと極めて厳しい言葉になるのですが、もちろん就業構造というか質問項目の中で何歳ぐらいの子どもがいますかというのは世帯情報から見えることですので、そこをクロスして分かることです。ただ、ここでは過去との比較可能性を考慮しつつ改善策を検討するというので、子育てについては時間で聞いたほうがいいのではないかという意見が出ました。その時間の聞き方として、育児だけに限定するというような、そういう意味では主行動ということで、生活時間を正確に把握することの限界も、以前川口専門委員から意見が出たところです。それでも子育て関連は時間で把握が望ましいという意見に対応した形で御提案いただいたという流れがあります。

○嶋崎委員 分かりました。「家事・育児」となっていると、未就学児がいなく就学児のみの場合には「子の育児をしていない」に丸をすることになるわけです。

○白波瀬部会長 なるほど、その点についてですね。

○嶋崎委員 はい。はっきりと「未就学児の育児はしていない」としたほうが分かりやすいのかなと考えたわけです。

○白波瀬部会長 この中に入っていないくて、左側には記載してあるのですよね。未就学児を対象にして、育児は未就学児だけのことをここでは聞いていますよというのが左側にあるので、それで判断してもらえないかと思うのですが。

○嶋崎委員 今回「家事・育児」として、1日当たりの「家事・育児時間」と表現されると、その人たちは家事をしていないかのようにとられないかと心配したのみです。

○白波瀬部会長 それは多分聞きたいことが最初のカテゴリーとして未就学児の人たちの家事・育児を単純に聞きたいということではないかなと思うので、嶋崎委員のご指摘は分かりました。すみません。私が答えてもしようがないのですが。永瀬委員どうぞ。

○永瀬委員 前回のものを見ると、前は育児をしているか、していませんかと未就学児がいる人に聞いて、「している」と回答した人だけに「育児休業」、「短時間勤務」、「子の看護休暇」、「残業の制限」、「その他」を聞いていると、前はそういう形になっているので、今回もその形を踏襲しているというのですね。ですが、そうすると「子の育児をしていない」に丸をした人は、「育児休業をとりましたか」の質問には行かない形になってしまっているのです。むろん両者は連結しているかなとは思いますが、少し質問が変わりますが、育児休業とか未就学児がいる方だけに育児休業や短時間勤務や子の看護休暇その他を取りましたかとただ単純に聞いて、それから、それと別に、あなたは家事・育児をしていますかと聞くというのはどうでしょう。大きな変更になってしまうので、少し恐縮には思いました。

○白波瀬部会長 それはかなり大工事ですね。

○永瀬委員 そうですね。恐縮ですが。

○白波瀬部会長 そうですね。子育てと仕事の調査ではないので、これはやはり介護も入ってきますし、全体のバランスを考えて、これ以上の変更を求めるのは少し難しいのではないかと……。

○永瀬委員 そうですか。この形だとすると、つまり「子の育児をしている」と回答した人について、こういう制度を利用しましたかと聞いているという形になっているわけですね……。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 一つだけよろしいでしょうか。この設問の左側にもお示ししていますが、「ここでの育児とは乳幼児の世話や見守りなどを言います」ということで、あくまでも時間的制約というか、拘束されるというニュアンスで一応取っているという意味合いを御理解いただければと思います。

○永瀬委員 調査票の記入の仕方には何と書いてあるのですか。

○白波瀬部会長 マニュアルはまだこれからです。でも、そのときに何か御提案はありますか。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 ただ、基本的には単なるおむつ替えとか個々の行為ではなく、世話や見守り。世話という視点から言いますと、どうしても家事とは切り分けられないわけですね。食事の世話も当然そうです。介護などと一番違うのは、乳幼児の場合は見守りというものがある。何もしていなくても、だからといって働きに出ることはできないわけですから、そこを大きく捉えているということで御理解いただければと思います。

○永瀬委員 この言葉としては「子の世話をしている」ではなくて「子の育児」という方がベターという御判断だということですね。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 左側のところに「ここでの育児とは乳幼児の世話や見守りなどを言います」ということで記載しています。

○永瀬委員 なるほど。

○白波瀬部会長 左側にたくさん小さい字で書いてあるのですが、これ、子の育児というときに、今、嶋崎委員からも少し意見がありました。この下のところに字を入れないで、「未就学児の育児をしていますか」と書いたらどうですか。そうしたら、下の部分をなくすと分かりやすい。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 育児というものの捉え方にかなり幅が出ると私どもの議論の中にも出ているのですね。

○白波瀬部会長 いや、その下のところで、内容でこういうことだというのは、2つ目の丸は残してもらって良いのです。1つ目の丸は、何歳の子をもって育児とここで言いますかということを知っているの、そこを表題に入れてしまうという手はないですか。そうすると、ここのたくさん字が書いてあるところがすっきりするかなと思ったのですが、いかがですか。

○嶋崎委員 F1の隣ということですか。

○白波瀬部会長 そうです。F1の「子の育児」というのを、「子の育児」と言いながら、また下に、ここで言う育児は未就学児を対象としているというか、何歳が対象かということと、育児の中身と、2つ丸の説明がありますよね。だから、今おっしゃったのは、育児の中身については2つ目の丸で説明されているのですが、1つ目の丸の未就学児のところの上で「未就学児の育児をしていますか」と聞いてしまえば、1つ目の丸は要らなくなるのですっきりしませんかという御提案なのですが。それはだめですか。何でだめなのでしょう。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 調査票上の表現として、「未就学児の育児をしていますか」というのは余り考えてはいなかったのですが、従来、ここについては「ふだん育児をしていますか」という聞き方なのですね。「ふだん育児をしていますか」と、この育児というのは未就学児の育児を言いますということで前回も入れております。ですので、今回もそれを踏襲するような形で、この設問の育児は未就学児を対象としますと。この部分は前回と変えていない部分なのですね。ですので、ここをまたあえて変えることは、調査票の設計上考えていなかったところです。

○白波瀬部会長 そうしたら、もう一つは、「子の」を消してしまえば。「育児をしています

か」として。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 もう一つ話がありまして、「育児」と言った場合に直接の子どもかもしくは孫かなど、いろいろな条件が出てくるのです。記入の仕方の方には書き込んでいくところがありますが、ニュアンス的に孫の世話をしているとか、そういうものは除外したいという印象を込めた表現としたつもりです。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 前回の調査票の左側が、ここでは「孫や弟、妹の世話などは育児には含めません」という文言を入れているのですね。それを除くために今回は「子の育児をしている」としたということです。前回も結構細かい字でいろいろ書いてあったので、そこを少し整理したと。

○永瀬委員 もう一度質問なのですが、「ここでの育児とは乳幼児の世話や見守りなどを言います」というのは分かったのですが、今度「家事・育児」となっている家事というのは、子の世話以外の家事も含めて取りたいと考えておいでだということなのですね。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 分けられないということですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 取りたいというよりも、分けられないので「家事・育児」としているということです。

○白波瀬部会長 多分「家事・育児」を取りたいからとお答えされる方が、適切ではないでしょうか。分けられないと言われるのはやはり納得がいかないという議論を蒸し返してしまうので、やはりここでは「家事・育児」ということで取りたいということではないですか。私はそのように理解したのですが。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 就業者について、その負担ということから言えば、育児に付随する、または育児以外の家事も全部含めてその人の負担になっているということからすると、「家事・育児」とまとめて取っても問題はないということで、時間で取るならこういう形だろうということで代替案を示させていただいたものです。

○永瀬委員 家事・育児を聞くというのは分かりやすいと思うのですが、タイトルにあるとおり、子の育児をしている人についてふだんの1日当たりの家事・育児を聞いているのですね。そのところは分かりました。つまり、子の育児をしている人に限定して、ふだんの家事・育児時間を聞いているという意味ですね。

○白波瀬部会長 そうということです。もうずっと説明しているのはそういうことですね。

○永瀬委員 でも、少し分かりにくいかなと。これを見て、育児をしていますかと聞かれて、育児時間ではなくて、家事・育児時間と聞かれているというのは少し分かりにくかったという意味です。

○白波瀬部会長 だから、一つの案は、最初にカテゴリーを、未就学児の子どもがいるとか何とかというので有り無しにしてしまっていて、要するに自分たちは1日当たりの家事時間だけで下にラインが付いているので、そこが誤解かなと思ったのですが。でも、左側の説明を見よということですか。

○永瀬委員 今おっしゃった変更は分かりやすく、調査しやすそうに思えますが、しかしこれを読んで、そこがさっき少し分からなかった。すみません。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 多分調査票全体を見ていただければ御理解いただけると思うのですが、育児・介護の状況についてということで、従来だったら「育児をしていますか」と、「育児をしている」「育児をしていない」と分かれていて、その育児については未就学児の育児ですよという説明書きがあり、それから、ここには孫や弟、妹の世話などは育児には含めませんというものがあり、それで、育児の内容については記入の仕方を見てくださいというのが従来の調査票でした。今回の調査票については、育児をしている、していないのところに、「子の」ということを付け加えまして、孫とか弟、妹というものは排除されると、その替わり、育児というのはこういうものですという例示をそこに書いたと。ここでの育児とは、乳児のおむつの取り替えや就学前の子どもの送迎などを言いますということで、育児というのはこういうものですよという例示を一つ書くことによって分かりやすくなるのではないかと行ったものです。

というわけで、こちらとしては、調査票としてはあまりそう紛れはないのではないかなと考え、作ったものです。

○白波瀬部会長 もしかしたら記入の仕方のところに孫などは入れませんというのを入れていただいてもいいかもしれないですよ。やはり全体で、ここだけ見ると確かに分からない気がするのですが、しかし、全体の中で見ていくと、一応左側の小さい説明に目がいきますので、「子の」という意味も、あえてやはり「子の」と入れられた面もあるということで、逆にクロスすれば分かるというものでもあるのですが、おじいちゃん、おばあちゃんが入っていると、でも、そこはここで特定化するというのが一応調査実施者の方からの御提案ということになるかと思えます。これは過去との比較可能性ということも考えて、なおかつ頻度を付け加えてということで、お話を伺っていけばいくほど苦情の選択というのも、限られたスペースの中でということがあるかと思えますので、いかがでしょうか。そういう意味で、皆様の御意見としては、子の育児をしている方にとっての「家事・育児時間」ということで解釈できるように調査票の仕方にも少し工夫をしていただくということで。

○嶋崎委員 先ほど永瀬委員がおっしゃった部分との関わりで、例えば3週間育児休業を取りましたというお父さんで、でも、通常はほとんど何もしていないという場合は、恐らく育児休業というのには丸をしたいのだと思うのです。1か月でも3週間でも取りましたと。しかし、現在何らかの形でしていないと、その人はそこを把握できなくなります。したがって、そういった方の場合には30分以内とか、そういうところに丸をして、育児休業を一定期間取ったと回答することになるのでしょうか。分かりにくい説明で申し訳ないのですが。男性が非常に回答しにくいことを申し上げます。未就学児がいて日常的にほとんどかかわれない男性は、「子の育児をしていない」に丸をすることになるのですか。それとも、「30分以内」になるのでしょうか。

○白波瀬部会長 これは多分そういう誤解もあるので、育児をしているかどうかというよりも、未就学児の方がいらっしゃるかどうかということですよ、厳密に言えば。

その中でしている頻度がゼロから始まるということです。

○嶋崎委員 世帯の中に未就学児がいるかと。

○白波瀬部会長 それがどうも左の説明等を入れると、そういうことを聞かれているということだと思います。だから、そこが少し分かりにくいなと今思ったのですが、育児を全くしていないかどうか、つまりそういう子がいるかどうかという話と、育児をしていないかどうかという、ゼロ時間というのがここで一緒に、要するに未満だところの中にゼロも入っていると。つまり最初カテゴリーとして該当しますかどうかというのを取ってきて、該当する人たちにとってのゼロからの頻度を聞いているということだと思ったのですが、それでよろしいですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 こちらの意図としては、今部会長がおっしゃったとおりで、未就学児がいると。では、その人が育児をどれだけしているかということで、先ほど嶋崎委員がおっしゃったような男性の場合、全くやっていないということであれば「30分未満」。

○嶋崎委員 「30分未満」に入るということですね。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 制度については、この1年間にこの制度を利用しましたかということで聞いていますので、この1年間に利用したことがあれば、「利用した」に入るということです。

○永瀬委員 子の育児をしていないというのは、未就学児がいないという意味なのですか。

○嶋崎委員 そうすると、先ほど私が言ったように、やはり未就学児がいないとしていただいたほうが良いと思います。

○白波瀬部会長 いや、ですから、そういうことになってしまうということです。育児をしているということと、未就学児がいるということは別なので、私も最初いるかどうかの該当のカテゴリーだけと思ったので、そこは少し誤解なのではないですかとお伺いしました。全体的にここのフォーマットとしての大々的な変更というのは多分難しいと思うのですが、やはりゼロ値をどこに入れるかというのは、実際にいるけれど全くやっていない場合と、いないのでゼロというのは違います。多分私は、いるかないかのところで明確にされて、家事・育児の頻度を聞く方が答えやすいと思いますけれどね。もちろん、クロスすれば分かることではあるのですが、そういう誤解を受ける文言かもしれない。この点について再検討していただけますか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 そうですね。その辺は記入の仕方を明確化して書くような形で検討したいと思います。

○白波瀬部会長 いや、記入ではなくて、これは文言です。今の問題は、子の育児をしているか、していないかというのは、要するにダミーで、ゼロか1か、厳密に言ったら、していなかったらゼロ時間ですけど、しているというところは0.1時間から上にと、厳密に言えばこういうカテゴリーの差なので。でも、ここだと未就学児がいなくても子の育児をしていないというところに入ってしまうと。要するに見たいものが混在してしまうわけですね。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ふだんの育児・介護の状

況について聞いておりますので、未就学児がいなければ、それは子の育児はしていないということになりますね。

○嶋崎委員 いないが2種類になってしまうということですね。

○白波瀬部会長 そうです。だから、いなくて、もうやっていない人もいるわけで、いたら完全に。

○嶋崎委員 非該当とゼロが混在しているということですね。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 子どもがいるけれど、子どもの育児はゼロ分だという人はどこに印を付けたらいいのですかということだと思います。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それは「30分未満」のところですね。

○白波瀬部会長 そこは文言の話ということですね。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 「していない」ということですね。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それは「していない」に付けるべきなのですか。

○白波瀬部会長 いや、いるけれどしていないか、いるけれどするかでしょう。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 そうですね。ここはふだん育児をしていますかという問いですので、しているか、していないかという問いですね。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 先ほどのゼロ分の人が一番右側。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 あくまでも就業に対して拘束される変数として取るべきものなので、いる、いないというよりは時間で取ると。

○白波瀬部会長 いや、繰り返しですが、大枠が分かっている、それを中心に審議をしているのですけれど、ですから、そのような意味で家事・育児というのを分けるとか、それぞれの主行動を見るということは、まず最初の段階で厳密には難しいだろうということはもう議論しているのですね。ここでのポイントは、繰り返しですが、この文言の中で単純に考えると未就学児がいる人と、いても全く育児に関わらない、していませんという場合と、未就学児自体がないのでしていませんと、こういう2つありますよということなのです。それが混在するというのは明らかにおかしいのではないかとということです。このあたり、本当は今日これでと思ったのですが、少し整理をしていただけますか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 私の方が少し勘違いをしておりまして、大変申し訳ありませんでした。ふだんの育児と介護の状況について調べているもので、子の育児をしていますか、している、していない、していないの中には、いないからしていないというものと、いるけれども育児はしていないという2つが育児をしていないの方に入ってくるということです。

○白波瀬部会長 ですから、それについては、委員から問題ありという意見が出ているということです。「いない」というところに2つの異なる状況が混在しているので、それは望ましくないのではないかとという意見です。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ここは育児をしている人

について、何と言いましょうか、これは就業との関係で見えていますので、子どもがいないから育児をしていない、子どもがいても育児をしていない、いずれにしても育児をしていないという者についてはそちらの方に入ってくると。これは就業との関係で言えば、全く育児というものが負担になっていないということで、子どもがいる人についてはどれぐらいやっているかということで調べているものですので、子どもがいるからやっていないのと、いてもやっていないのとで、この調査上は区別していないということです。

○白波瀬部会長 それがまずいのではないかということです。それは就業との関係も含めてまずいのではないかという意見です。繰り返しですが。

○嶋崎委員 さらに1年間の諸制度利用という、先ほど永瀬委員がおっしゃっていた、次元の違う事柄のスクリーニングがされてしまっているということなのだと思います。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 これは現在の状況ではなくて、ふだんの状態を聞いておりますので、ふだんどうですかという聞き方をしているのですね。今どうですか、今やっていますかということではなくて、ふだんやっているかどうかと。ふだん全くやっていないという方はこちらに入ってくると。

○嶋崎委員 そのやっている方についてのみ育児休業等々の制度の話聞くことで大丈夫かということだと思います。

○白波瀬部会長 やはり少し議論に混乱があると思います。ふだんということで、そこで論理が完結しているという御説明ですが、どうもこちらとしては、なかなか納得がいかない。それで、大変申し訳ないのですが、ここではどういう人を対象にして、ここで取れるゼロ値は何かという簡単な資料をお出してください。この質問項目では何を明らかにできるのかということです。就業との関係ということをおっしゃられましたが、それは全体の調査自体が就業との関係を見るものですので、もちろんクロスして何時間働いていますか、どういう就業状態ですか、それによって育児・家事時間がどうですかというところで、もしかしたらこの人たちは仕事をすることによって家事時間に圧迫があるのかなのか、同じような就業時間でも、女性の場合は、男性の場合はというのが初めて分かってくるということです。ここの質問項目設定の段階でおもむろに就業との関連でという説明をいただいても、納得はできないというか、説得的ではないと感じております。ですから、繰り返しですが、ここの中で誰を対象として、全体としてふだんの就業状況ということでこの構造調査を行っているわけですから、それも承知しているのですが、やはりここの中で異なる状況のゼロ値が混在することについて改善はあり得ないのかということです。その意見に対してどのようにお答えされるかということでもあります。

以上です。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 1点だけ補足させていただきます。よろしいですか。

○白波瀬部会長 はい、どうぞ。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 今回のこの調査事項というのは、従前のものに頻度が加えられたものでして、従前の関係から言いますと、育児をしている、育児をしていない、そしてこの育児をしている者について制度の関係を聞

いているものです。ですから、ここの関係の時系列担保という視点も含めて現状のような形にしているということも、一つ補足させていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 それも了解しているのですが、繰り返しですけれど、育児をしていないというところの中に、その質問の対象者がいてしていない場合と、いなくてしていない場合が2つ混在しているので、それは改善点として明確にしたほうが良いのではないかと、もしそれを明確にする必要がないということであれば、その積極的な御説明をいただきたいということです、よろしくお願いいたします。

では、議論もここだけでとまるわけにはいきませんので、あと介護について。どうぞ山本専門委員。

○山本専門委員 今の点は部会長の言うとおりでと思うのですが、最初に永瀬委員が言われた、女性のところで6時間以上が多くここに該当し過ぎるのではないかと、私も全く同じように思って、この表2を見ると、6割ぐらいが恐らく6時間以上に丸を付けると。確か説明では男性の2時間未満が54.8%いるのでばらけさせなければいけないということで2時間未満を細かくしていると思うのですが、女性の6割が6時間以上で良いのですかというところが懸念されるので、例えば男性の短い部分を「30分未満」、「30分～1時間未満」、「1～2時間未満」としていますが、ここを2つぐらいに分類して、できたスペースで「6～8時間未満」、「8時間以上」というぐらいにすると、細かくばらつきができて、統計としては望ましいのではないのかなと思いました。その点も併せて検討していただければと思います。

○白波瀬部会長 調査実施者はいかがですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 その辺りの階級値についてはまた検討したいと思いますが、こちらとして考えたのは、男性の場合、2時間未満が54.8%と非常に多いということで、これは就業率との関係で、男性の方が就業率がかなり高いということもありましたので、ここを少し細分化したほうが良いのではないかと。女性の場合は、確かにおっしゃるとおり6時間以上が6割以上ぐらいにはなりますが、その辺りは専業主婦の方などもいらっしゃいますので、ここはこうまとめても良いのではないかと、ここでまとめたものですが、その点は再度理由をきちんと整理したいと思います。

○白波瀬部会長 やはりそれは元に戻って就業との関係ということになりますので、ダブルシフトのところでは女性の場合は仕事もしつつ、家事・育児時間が長いというのがこのレベルで明らかになるというのはやはり意味があることのような気がするのです。男性の場合の54%ということに着目されて中を割られたという意味も分からないのですが、就業との関係で働き方の問題ということになりますと、やはり多くを担っている女性の働き方の現状を上げるということの方が、私は個人的にバランスとしては重要度が現時点では高いのではないかと考えます。今の山本専門委員の御提案については、私はバランスという点と、これからの政策的な議論への基礎統計という点では、単純に専業主婦というお話があり、専業主婦というのもふだんのことなのですが、全体としてはどんどん少なくなっている状況がありますので、そういう意味ではパートタイムと育児というようなこともありますから、少しそこはバランス的にはやはり6～8時間未満、8時間以

上というこの6割のところを丸めてしまって、男性の54.8%のところを細かくされたというのは、男性の働き方調査でしたら良いのですが、この場合どうかなという気はしております。ですから、階級値について再考していただけますとありがたいと思います。いかがでしょうか。

では、次回の部会で、以上2点につきまして、報告をよろしくお願いいたします。一応介護はこれでよろしいということで、育児のところでも検討をお願いいたします。

では、次に、資料6ページの「エ 育児休業、介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加」について、総務省統計局から説明をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、6ページです。育児休業、介護休業の制度の利用状況に係る選択肢の追加ということです。介護につきましては、「その他」と回答している者が50%を超えていることから、その内訳についてはどうなっていますかと、前回の部会で質問をいただいたところです。この「その他」の内訳ですが、前回の24年調査では、その表に記載しておりますように、上から3つですね、介護休業制度と短時間勤務制度と介護休暇制度の3つを選択肢としておりまして、「その他」ということでほかをまとめていたと。今回は、その中で時間外労働の制限と所定外労働の制限を「残業の免除・制限」という形でくくり出すと。ですので、その他として残るものは、その下にあるものでして、深夜業の制限、それから短時間勤務等の措置ということでフレックスタイムといったようなもの、それから育児介護休業法に規定されていないものとしては、在宅勤務やテレワークといったようなものがその他の中に入ってくるということです。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。すみません、これ質問票の質問項目としてはどういうものでしたか。これは説明というところで表を加えていただいているのですか。F2-2ですね。その育児の下、「その他」。山本専門委員お願いします。

○山本専門委員 調べていただきまして、ありがとうございます。よく分かったのですが、これで良いと思うのですけれども、恐らく調査票の記入の仕方に書かれるべきことかと思うのですが、結局ここで「その他」としているのは、この赤枠以外のところなので、制度とか、措置とか、そういうある程度ルールとしてでき上がっているものだと理解しまして、例えば上司の裁量で早く帰っていいよとか、明日遅く来ていいよとか、中小企業などでよくあると思うのですが。そこは含まないということだと私は理解したのですが、そこも「その他」に含めるとまだ出現率が大きくなるような気もしますが、その記入の仕方です。そこは含めませんと、少なくとも労使の間で何らかのルールができていると、労使の間だけではなくてもいいと思いますが、社内でルールができていることをここで、そういう意味ではもともとの質問が制度を利用しましたかというところなので、この制度には上司の裁量によるものは含めませんというようなところはきちんと明示したほうが良いのかなと思うのですが、そういう理解で合っているのかどうかというところを質問させてください。

○白波瀬部会長 お願いします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 その点は山本専門委員の

おっしゃるとおりです。現在の記入の仕方の中にも、上記のどれにも当てはまらない会社独自の制度といったようなことで、何らかの制度として持っているものとして記載しております。また、今度の調査でも、ここはきちんと書きたいと思っております。

○白波瀬部会長 ごめんなさい、繰り返しですけれど、ということは、いわゆる会社独自の制度とか、上司の裁量というのはここに含まないということですか。制度と呼ばれていれば含むということですか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 会社独自の制度ということで、その会社の中で何かルールを持ってやっているようなものであれば、ここに入ります。「その他」ということですね。

○山本専門委員 ただ、上司の裁量などは入らないと。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 裁量などそういった制度化されていないものは入らないということです。

○白波瀬部会長 その説明はどこかに入れるというか、その説明は多分ここで制度を利用しましたかという育児の内容を細かく書いていらっしゃるのと同じことだと思うのですね。ですから、その制度の中身についても、本当であればもし何かスペースがあれば少し書いていただいたほうが、答えるほうは分かりやすいし、せっかくの回答が読みやすくなるような気がするのですが、そこはどのように工夫されますか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 これは前回と申しますか従来から記入の仕方の中で説明しておりますので、今回もそれを踏襲したいと思います。この調査票の中にこれ以上書き込むのはかなり厳しいかなと思います。見づらくなってしまいますので、そこは記入の仕方に対応したいと。従来から記入の仕方の中では記載しております。

○白波瀬部会長 分かりました。上に介護の内容については「『調査票の記入の仕方』を参考にしてください」というのがありますが、下のところは、育児休業と同じということだから、それと併せて特に何も言及はないという構造ですね、きっと。多分育児休業よりも介護休業のほうが一般の国民にとっては用語としてぶれが大きいところかもしれないですね。ですから、そういう意味での御懸念はあったのですが、適宜記入の仕方を参照して記入していただくということですね。いかがですか。よろしいですか。では、そこは会社で制度と言ったら入れてくださいということでもよろしいということですね。

○山本専門委員 参考までにお聞きしたいのですが、前回も今回も記入の仕方に対応しますということが多く出てきていると思うのですが、この部会の中では、記入の仕方の確認というのはしないものなのですか。

○白波瀬部会長 確認はありかもしれないのですが、まだそれは鋭意作業中ということですね。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 これからの作業です。

○白波瀬部会長 確かに少し不安なところはあるのですが、そこで一つ一つというのはないのですが、もちろん、これでも次のところでとただ言っているということだけではきつくないと思いますので、よろしく対応をお願い申し上げます。どうぞ永瀬委員。

○永瀬委員 もう一度かなり大きな話にもどって大変恐縮なのですが、申し上げさせていただきますと、今の調査票は、「育児をしている」と回答した人に対して「育児休業等を利用しているか」を、「未就学児がいる人」に限定して聞くという形になっていますが、制度を利用したかどうかというのは、本当は全員に聞いてもいいのではないかなど。「育児していますか」と聞いて、「制度を利用していますか」と聞く、「介護していますか」と聞いて「制度を利用していますか」と聞くよりも、「制度を利用していますか」とただ単純にそれぞれ聞いて、それとは別に「育児をしていますか」、「介護をしていますか」と聞くのが、調査としては多くの対象を捉えやすいのかなと私としては思います。そして、未就学児に限定してということなのですけれど、最近は短時間勤務は小学校3年ぐらいまでとか、かなり上までしているところも増えています。そして、それは企業規模でも違うのかもしれませんが、利用の実態がどうなのか、それをこういう大きな調査で捉えるということも重要かなと思います。今までの経緯もあるということで、簡単に変えられないということであれば、どうしてもというわけではないのですが、一般的にはやはり制度を利用しましたかとまっすぐ聞いて、そして、家事・育児は別の設問で聞いて、クロス集計のときに例えば末子が1歳ですとか、未就学児がいるとか、子どもが6～9歳ですとか、そうやって限定して集計するのが調査としては実態を捉えやすいのではなかろうかと、恐縮ですが思いますので、今回御検討されるということですので、意見を申し上げます。

○白波瀬部会長 何かありますか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 未就学児につきましては、先ほど申しましたように、従来からの経緯がありますので、時系列を維持したいということと、年齢だけだと未就学であるかどうかというのが分からないこともあります。これは10月1日現在の調査ですので、そういったこともあると。調査としては、ふだん育児をしていますか、している人については制度を利用していますか、それは介護についても同じですが、そういったような聞き方をしているということで、この形は今回の調査でも踏襲させていただきたいと思っております。

○白波瀬部会長 永瀬委員がおっしゃったのは、調査としての汎用性の高さについてだと思います。これは就業に関連する調査いかににかかわらず、そういうデータを持つておくほうが良いことは疑いがないと思います。前回との関係での時系列比較ということもあるかと思いますが、世の中はやはりワークライフバランスという点でいろいろな実地のデータが欲しいわけで、その時点で働いている人たちだけがどうなっているかというより、それ以上のデータが望ましいというのはありますが、今回については、この辺りは今後の課題としてまとめて対応させていただきたいと思います。現時点では、申し上げたように、やはり頻度を新たに入れていただいたと。頻度を入れることになりますとやはり議論が拡散するというのは、頻度自体が、どこの、いつのことをカウントするかというところにどうしても集中しますので、その辺りが若干、カウントするという段階でさまざまな水準が混在するという非常に難しい問題もあるかと思えます。それで、完全にいろいろなことをなし遂げるといのはなかなか難しく、今回については頻度を新たに入れることによる改善点を強調させていただきたいと私自身も思いますので、その意味では何をもって前回も

お願いしたかということ、どうしてこの段階でこの結論に落としたかということはやはり積極的な説明があって初めて納得がいくことですので、そういう意味で追加の説明もお願いしたわけです。今の議論につきましては、根幹的な議論にもなってきますので、繰り返しますが非常に重要なポイントですので、何らかの形で、より正確で汎用性の高い働き方との関係でワークライフバランスの問題を明らかにすべきではないかということは、今後の課題として、事務局とも相談の上、案を出させていただきたいと思えます。

では、この点につきまして、F 2-2 介護のその他につきまして、書き方、調査の記入の仕方を周到に、簡潔にかつ御説明をしていただくということで対応させていただきたいと思えます。この選択肢につきまして、エのところは、ここで御了承いただいたものとして進めさせていただきます。

では、資料 9 ページの (3) 報告を求めるために用いる方法の変更について、総務省統計局から御説明をお願いしたいと思います。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 前回の部会の中で、オンラインで回答を行った者の属性の分布状況を整理してくださいということでしたので、それを整理したものが表 1 と表 2 になります。表 2 の方は、年齢階級別に見まして、右と左で少し違うのですが、左の方が各年齢階級ごとにオンライン回答率を出しているものです。これは例えば 15 歳～19 歳は、その年齢の中で見ると 4.9% の人がオンラインで回答していると、このような見方をするものです。右の方は、これは縦に見まして、各年齢構成ごとに何% を占めるかということで見えたものです。分布状況としては、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、今の御説明に対して、何か御意見等ありますでしょうか。ありましたらよろしくお願ひいたします。オンライン回答については積極的にお願いするという工夫はされているということですね。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 その点は世帯に配布する用品等がありまして、その中でオンライン調査を是非お願いしたいということで、むしろオンライン調査が主であるというぐらいの用品の作り方をしたいと思っております。それは調査員の皆さんや、そういった方々にもそのような用品を配布していきたいと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、この点よろしいでしょうか。質問に答えていただいたということになりますけれども。オンラインへの移行というのは、どの調査も横断的に求められておりますので。では、この点につきましては、御了承いただいたものとさせていただきます。

続きまして、資料 10 ページの (4) 集計事項の変更につきまして、総務省統計局から説明をお願いします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 前回の部会の中で、育児につきまして、親の教育とのクロス集計はできないかということで、集計事項の変更追加として意見をいただいたものです。そこに赤で 2 つ囲っておりますが、夫の教育と妻の教育それぞれ別々に、表が細くなってしまうので、2 つに分けた形で追加をしたい

と思っております。

○白波瀬部長 ありがとうございます。報告書で基本的な事項のクロスということで、特に御意見ある方は。もしなければ、よろしいでしょうか。では、これも御了承いただいたものといたします。ありがとうございます。

以上が宿題ということで、御対応ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、調査結果の変更に係る残された論点について審議を行います。前回部会で配布されました資料3-1の審査メモを御覧ください。審査メモ13ページの「(5) 『統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン』との対応関係」について、事務局から説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 資料3-1の13ページから説明させていただきますが、ガイドラインは資料3-3として添付しておりますので、必要に応じて御覧いただけたらと思います。それでは、3-1に基づいて説明させていただきます。

平成27年5月に、統計間の比較可能性の向上や、雇用実態等のよりの確な把握などの取組を各府省が一体となって推進するための標準的な指針として「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」が作成されました。ガイドラインについて簡単に説明させていただきます。審査メモの13ページから14ページを御覧いただけたらと思います。14ページに表がありますので、そちらも御覧いただけたらと思います。

ガイドラインでは、労働者を、第1レベルとして直接雇用と間接雇用の区分、第2レベルとして直接雇用のうち常用労働者と臨時労働者の区分、第3レベルとして常用労働者の内訳区分の3階層に整理して、それぞれの階層ごとに調査の設計に当たって取り組むべき指針を定めております。第1レベルでは直接雇用、間接雇用につき、引き続き的確な把握に努めることとされております。第2レベルでは常用労働者と臨時労働者につきまして、簡素化された定義区分により把握に努めることとされております。具体的には、資料3-1の15ページに載せておりますが、無期の雇用労働者及び1か月以上の有期雇用労働者につき常用労働者とし、1か月未満の期間の雇用労働者等につき臨時労働者と整理することとしております。第3レベルは常用労働者の内訳区分についてです。「パート」、「アルバイト」といった企業内事業所の呼称を指標として区分している統計調査においては、原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分することが原則とされております。ただし、報告者の記入負担等に鑑みて、正社員、正職員としている人、それ以外の人といった区分も認めるといった扱いになっております。

ただ、申し遅れましたが、本ガイドライン自体は事業所・企業を対象とする統計調査を対象として定められたものでして、本調査は世帯を対象にしておりますので、本調査が直接にガイドラインの対象となるものではありません。しかしながら、統計間の比較可能性の向上という観点から、世帯を対象としておりますが、従業上の地位等に関する調査事項を含んだ本調査とガイドラインとの対応関係について確認いたしました。その結果、本調査における雇用の実態や労働者の処遇等を把握するための調査事項については、ガイドラインにおいて設定された第1レベルから第3レベルの区分それぞれについて対応させるこ

とが可能なものであり、おおむね適当であると考えますが、労働者区分の把握に用いる指標等についてどのような理由で設定されたのか確認するなど、2つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、審査メモに示されました論点に対する回答を、総務省統計局からよろしくお願ひします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 この就業構造基本調査では、正規とか非正規といった用語の定義が明確に定められていない中で、世帯側から把握することが可能なものということで、以前から呼称で調査をしていたものでして、この統計の継続性、また、そのほかの世帯系の統計調査との比較可能性の観点から、引き続き呼称で把握するとしたものです。資料3-2の7ページです。その中では、この正規雇用、非正規雇用につきましては、ニッポン1億総活躍プランの不本意非正規等の政策課題などにも活用されているというものです。

また、就業の実態を明らかにするということからしますと、実労働時間で把握する必要がありますので、これまで全国結果のみならず地域別結果におきましても、この実労働時間が活用されているというところです。

○白波瀬部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

では、ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

○永瀬委員 よろしいのではないかと思います。就業構造基本調査はずっと呼称で正社員を捉えてきて、それが特徴だったと私は思っておりますので、よろしいのではないかと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。内訳区分の話は、事業所統計と世帯統計では少し違いますので、それぞれ違って良いのだという話にはなりません、今、永瀬委員からも御発言ありましたとおり、本調査の一つの特徴として、呼称で引き続き取っていただいてよろしいのではないかとということでもあります。ほかに、よろしいですか。では、これらの件については御了承いただいたものとします。ありがとうございます。

では、審査メモ17ページの「2 統計委員会諮問第40号の答申における「今後の課題」への対応状況について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 資料3-1の17ページから、具体的には18ページ以降に沿って説明させていただきます。

平成24年1月の統計委員会答申において、今後の課題として「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化と「現職への就業理由」の把握の検討の2点が指摘されております。

18ページに参りますが、このうち「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化につきましては、今回の変更計画では雇用契約期間について、前回は、「1か月6か月以下」

となっていたものを、「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割するとともに、「その他」としていたものを、「5年超」と「期間がわからない」に分割することとしております。これらにつきましては、非正規労働者の雇用契約期間に関するよりの確かつ詳細な分析に資するものであることから、おおむね適当であると考えますが、選択肢の設計の妥当性の確認など、2つの論点を整理しております。

次に、資料3-1の19ページに参りまして、「現職への就業理由」の把握の検討についてです。今回の変更計画では、現職への就業理由を把握する調査事項を復活することとしております。これについては、前回答申における課題への対応として、転職の実態を詳細に分析する上で有用な調査事項であり、また、行政施策上のニーズがあるとして、本調査事項の復活に対する要望があることを踏まえたものであることから、やむを得ないものであると考えますが、把握の必要性や選択肢の設定の妥当性の確認など、2つの論点を設定しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、資料3-2の8ページです。この中にありますが、「就業規模の把握に関する準備調査」というものを昨年実施しております、その中で雇用契約期間についても調査をしております。それと平成24年の就業構造基本調査の契約期間の比較をしたものが、その図になっております。その図を見ていただきますと、「1か月以上6か月以下」のところ、「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」というところで、ちょうど2.6%と3.6%とに分かれているということで、この「1か月以上6か月以下」のところが大体半々近くに分かれるということで、この分け方が良いのではないかと。

それから、「その他」のところですが、これが「5年超」と「期間がわからない」、また、雇用契約期間の定めの有無自体が分からないということで、前回の就業構造基本調査の「その他」と「わからない」の2つのところが、「5年超」と、「期間がわからない」のと雇用契約期間の定めの有無が「わからない」の2つが混在していたのではないかとということで、定めはあるのだが、どれだけの期間か分からないということと、定めの有無自体があるかどうか分からないと、その2つに分けるということにしたものです。

それから、もう一つ、現職への就業理由の把握ということで、前回削除した調査事項ですが、これにつきましては、平成14年、19年と2回続けて調査しております、それを今回そのまま復活させるというものです。これにつきましては、転職の実態の把握について、ニッポン1億総活躍プラン等におきまして、働き方改革、また、非正規雇用者の正規雇用転換等の政策のバックデータとして重要であるということで、今後も利活用が期待される場所ですので、そのまま復活させることにしております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。回答内容の混在を避けるために整理されたのはとても良かったと思います。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。すみません、すごく基本的なことで、準備調査というのは何年に実施されたのでしょうか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長　こちらは昨年10月から今年の3月までです。

○白波瀬部会長　昨年ということは、これは平成24年調査結果と平成27年ですね。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長　27年の10月からですね。

○白波瀬部会長　はい、分かりました。すごくきれいに対応していますよね。

○一坂大阪府総務部統計課長　発言してよろしいですか。

○白波瀬部会長　どうぞ。

○一坂大阪府総務部統計課長　大阪府ですが、基本的に回答者の方の御負担を考えると、項目はできるだけ少なく簡潔なほうが、我々実際に調査に当たる者にとってもありがたいと思います。ただ、今回この項目を、特に2番の現職への就業理由ということで復活させるということで、その復活するということを前提に1点お伺いしたいのですが、この質問項目の中で、「失業していた」というのと、「学校を卒業した」と、それ以外のところをよく見ると、回答者の方がこれを見ると少し迷われるのではないかとこの間ありまして。例えば「失業していた」というのと、「収入を得る必要が生じた」と、あるいは「学校を卒業した」というのと、「社会に出たかった」というのが、例えば「失業していた」、「学校を卒業した」というのはある意味客観的なその人の置かれている状況であって、それ以外のところはどちらかというと主観的なモチベーションとか動機が混在しているので、恐らく回答者の方でたまたま失業していて職を得た方がこの回答を見たときに、「失業していた」と答えたらいいか、「収入を得る必要が生じた」と書いたらいいのか、この設問の意図にかなり迷われるのではないかなと感じます。そういった中でもこういう項目を残されているというのは、やはりこういう項目を聞かれることで何か数値的にニーズのある結果があるという前提があるのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○白波瀬部会長　ありがとうございます。調査実施者の方はどうでしょうか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長　こちらの調査事項は、平成14年、19年と調査をしてきておりまして、前回は東日本大震災の関係で新しい調査事項を設けましたので、その関係で割愛したのですが、この選択肢、現職への就業理由を把握する理由につきましては、先ほど申しましたが、政策的には非常に重要な指標であると思っております。先ほど大阪府の方からの意見で、迷われるのではないかとこの間ありましたが、失業している人が新たな職を求める場合には、今まで「失業していた」と、また、「学校を卒業した」というのは、おおむね学生さんたちが学校を卒業したからということでマークをする、その辺のところは紛れはないのだろーと思っておりますし、また、今まで働いていなかった人が「収入を得る必要が生じた」、それは家族の中で何らかの事情で収入を得る必要があるからまた働きに出たといったようなことで、「社会に出たかった」というのも、「失業していた」、または「学校を卒業した」以外の人たちがここにマークをしてくだろーと思っております、この調査事項は、実は昭和31年以降半世紀近くにわたってずっと調査をしてきておりまして、これまでも時系列的にも安定的な結果になっておりま

すので、問題なく調査されているのだらうと思っております。また、19年の調査におきまして、ここは分かりにくいといったような報告等もちらのほうには寄せられておりませんので、特段回答者が迷って時系列的にぶれが生じるといったようなことはないのではないかなと思っております。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○一坂大阪府総務部統計課長 ただ、私がパッと見たのでは、先ほど申しましたが、過去に失業していてこの仕事に就いた方が答えるときに、「失業していた」という状況というか一つの客観的な状況と、あるいは「収入を得る必要が生じた」という一つの個人的な動機というかそういうものを選ぶときに、どちらを選んだら良いかなというのでやはり少し迷うのではないかなと。もう一つは、「学校を卒業した」というのと、「社会に出たかった」というのがあって、では、「学校を卒業した」と選んだ場合と、「社会に出たかった」というのを比較したときに、学校を卒業したからという動機が多いというのは、社会に出たくなかったけれども、しょうがないから、もう学校を卒業したから行ったのだという人を把握するということになるのでしょうか。

○白波瀬部会長 実は大阪府がおっしゃっている今の点はまさしく正しいと思います。今のお答えにつきましては、基本的なポイントは多分、これまでずっと使ってきた選択肢だからということであろうかと思えます。本当に厳密に言いますと、失業していた方もおっしゃるとおりで、どうしてこの仕事に就いたのですかと言ったときの理由の位置付けが、きっかけというか、仕事がなかったので就きましたというのも一つの理由で込み込みにしているのですが、恐らくここでのポイントは、過去と同じ選択肢を使うことによって、時系列的な比較を可能にするということです。一度削除されたものを復活させることで前回との比較をしようということになるかと思うのです。現時点では過去の踏襲ということを強調させていただいて、こちらで迷われるというのは多分、もう既に迷っているのではないかなと思えます。その結果が現状としてあって、それはそれで良しと、一応調査実施者としては読んでいらっしゃるのではないかと私は解釈しています。ただ、それが大きくいろいろなところで支障が出ているような結果ではないという御判断のようです。本項目の見直しを厳密にやり出すと大工事になりますし、現時点では一応これでよろしいでしょうか。何かありますか。

○一坂大阪府総務部統計課長 私は、「失業していた」、「学校を卒業した」という設問はここに設けなくても、ほかのところの問いから推測ができるのであれば、それを取るということも一つ検討に入れてもいいかなと思うのですが。もう一つは、どうしてこの仕事に就いたかという設問、「この仕事に就いた」というのが、この調査票の前にずっと出てくると、この勤め先とか名称を書く欄があって、要するにこの会社というか、「この仕事に就いた」というのが、単に仕事に就いたのですかということを知っているのか、あるいは今働いているこの仕事に就いているのかというのが、またここで少し分かりにくい部分があって、それがこの後の設問で、例えば知識や技能を生かしたかったということであれば、今のこの種類の仕事を選んだのかということにもつながりますし、例えば健康を維持したいのだったら、何か体を動かすような仕事を選んだということを知っているのか、だから、「この

仕事」と言ったときに、この会社のこの仕事ということを知っているのか、現在の単なる仕事に就いたかということを知っているのかということも少し分かりにくいかもしれないなということを感じております。

○白波瀬部会長 それはごもつともだと思います。「仕事」と言ったときに、そういう意味では中身がかなり広くて、実は私どもの専門では、それをかなりマニアックにきちきちやろうという調査もしているのですが、かなりマニアックにやっても、完全に測定誤差がない質問項目というのはなかなか難しいというのが現実です。一応ここでは、これだけのボリュームと、これだけの対象者に当てた調査ということで、今の御意見につきましては、仕事とか対象者の方に何を質問するのかというのは十分分かりやすく御説明いただくということで対応をしていただきたいと思います。少なくとも、今までこれだったのでしょうがないよという形ではなくて、少しでも用語として分かりやすく、ここで知っていることはどういうことを対象にというのは適宜追加等をしていただきながら説明をしていただくということで、現時点では御対応いただけますでしょうか。

○長藤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 私どもは、今までやってきたからしょうがないと思ってはいないのですが、従来からこれやってきて、調査結果では安定的な結果が得られていると。もしこれに大きな迷いが生じるようであれば、何かその設問に問題があるのではないかとということでこちらでも考えるわけですが、時系列的に見ても安定的な結果が出ているということで、しょうがないというよりは、現状の調査項目でいいと判断したものです。一つ補足させていただきますと、どうしてこの仕事に就いたのかということ、主なもの一つに丸をしてくださいますということ、いろいろな方がいらっしゃると思いますが、主な理由はどれですかということ、丸を付けてもらっているというものです。ただ、先ほど部会長がおっしゃったように、この項目についての記入の仕方などでは、分かりやすくきちんと書いていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。選択肢も、必要ないのではないかと行ってそれだけ取ってしまって、5つの選択肢にするのと7つの選択肢にするのとでは、そこで選択したことの意味が違ってきますので、とりあえず現状ではこれで行かせていただくということで、適宜検討を今後もしていただくということで対応させていただきたいと思います。貴重な意見ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。何かありますか。では、これらの件については、今議論していただいた、選択肢にいろいろ検討課題もありまして、長きにわたる歴史的な質問項目というものもあるのですが、それは御意見として伺いながら、一応ここで御了承をいただいたものとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

一応ここまでで今日議論したいところというのは終わらせていただきたいと思います。今現場の声ということで大阪府から調査票の中身について貴重な御意見をいただいたので、本調査についてもう少し全体的なところで何か御意見あるいはコメントをいただけますと幸いです。

まず東京都何かありますでしょうか。本調査実施に当たって、現場としての意見は、いかがでしょうか。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 東京都の社会統計課長です。現場の声といいますと、今大阪府がおっしゃったように、やはり回答者への負担の軽減というのが大きくあるかと思います。当然調査員も県直轄ではなくて市町村を經由してやりますので、なかなか、村などの小さな組織になりますと、一つの課でいろいろなことを行っている中での一つとなり、調査員への説明などはほとんどできないというようなことになりますので、手引きというのでしょうか、それをそのまま見ればもう分かるというぐらいに丁寧にしていただきたいなというところに尽きるかなと思います。よろしくお願いします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、大阪府何かありますか。

○一坂大阪府総務部統計課長 繰り返しになりますが、できるだけ調査の内容というものはシンプルで必要最小限であることが望ましいのではないかなと考えますし、この紙面の中で余裕があっても、本当に最小限に絞っていけば、この紙面すら、例えばはがき1枚ぐらいの大きさになっても究極は構わないのではないかなというぐらい発想を柔軟にして検討していただくということも考慮していただけたらいかがかと考えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それも含めましてオンライン調査が充実しますと、いろいろな意味で省力化できるかもしれませんが、多分現段階では調査の手引き、山本専門委員からも御意見がありました。できる限りあまりたくさん字がないように簡潔に、何をやったらいいのかということが分かるよう工夫をしていただけますと大変ありがたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。どうぞ山本専門委員。

○山本専門委員 今の件で、質問なのですが、オンライン調査のときに、手引きはオンラインで分かりやすく表示できるようになっているのでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 電子調査票の中に、ボタンを押すと解説のようなものが出るようなところを検討しております。

○山本専門委員 それであればいいと思います。

○白波瀬部会長 では、それもいろいろ誤操作をしないようにやっていただけたらと思います。また、回答率が低いのですが、オンラインにつきましては、よろしく改善の方をお願いいたします。何かありますか。永瀬委員どうぞ。

○永瀬委員 先ほどの育児のところこだわって申し訳ないのですが、前回のときに「未就学児」と記載してあるにもかかわらず、就学している子しかいないのに、誤解して「子育てをしている」と回答した人というのはあまりいないのですか。

○白波瀬部会長 それについては、すぐお答えというのは恐らく難しいので。

○永瀬委員 後で教えてください。この未就学児という表記は結構小さいので、育児をしていますか、していませんかという、つい丸をしてしまう人がいるのではないかなと。そういうことを考えると、未就学児に限定しないで聞いて、集計のときに未子が未就学児という属性で限定したほうがむしろ良いということがあると思ひまして……。そこで未就学児がいらないのに育児をしているという回答をした人がどの程度いたかどうか、それは前回の調査を見ればすぐ分かると思うので、次回教えていただければ大変ありがたいと思ひ

ます。

○白波瀬部会長 これはマイクロデータでクロスすればすぐ分かると思うのですが、大丈夫ですか。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 今のお話ですと、もしかしてチェックの段階もありますので、恐らく今の情報がこちらの方ではないのかなというか、要するに記入誤りという形であれば、個票の段階ではもうそうではありませんので。

○永瀬委員 落としてしまうということですか。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 そうですね。もちろんそれは市町村の疑義照会ということもありますから、それは市町村、あるいは調査員時点で、確認の中で、間違えていましたということがあれば、そこはオリジナルのものがどうだったのかという御質問でしたら、正確には分からないのかなと思います。

○白波瀬部会長 個人的には余りそこを深く掘り下げたくないのですが、自動的に論理エラーを調査員のレベルで修正してしまうというのは非常に危険なような気がするのですね。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 あくまで調査員が勝手にというわけではなくて、例えば市町村確認や疑義照会の中で、これは記入誤りではないですかと。この部分に限らずですが。

○白波瀬部会長 でも、それは当然仕様書として説明がないといけませんよね。ですから、それが書類として残っているということですね。確認事項として未就学児、それはあるのですか。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 未就学児というか、いないということですね。例えば子どもがいないのに。

○白波瀬部会長 いやいや、子どもがいても、みんな二十歳以上だったら未就学児がいなからということですけども。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室補佐 未就学児がいらないのに書いてしまったという。

○白波瀬部会長 この点についてはかなりデータの元にまで戻りまして、本来であればこの修正を加えるときにバックアップデータで確認した後に御提案をいただけると極めて安定性が高いのですけれども、もちろんそれもあって、エラーがあったのを無視してこれを御提案されているわけではありませんので、多分現実的には若干のクロスをするとセルの中に入ってくると思うのですが、どうしてこの人たちが入っているのというのはあるかもしれませんが、今の段階では、それを明らかにするという作業が、この変更申請のもとでどうかというと、かなり微妙な問題にもなってきます。とりあえず現時点では未就学児という形で質問項目を設定されていたということで対応をしていただきたいと思います。ただ、これは繰り返しになりますが、課題の中でどのような形で入れるか、あまり大々的なところでという形での否定的な書き方というのはしたくないのですが、なかなか、それを越えたところでの育児というのがもしかしたら必要になってくるかもしれないので、事務局とも相談の上で御提案を、こちらの方でまず第一案の作成をさせていただきたいと思います。永瀬委員、それでよろしいでしょうか。

○永瀬委員 はい、結構です。いろいろ申し上げて恐縮ですが、日本の今の少子化のことを考えると、仕事と家庭の両立、男性と女性がどのくらい、どのようにやっているかというのは、やはり最も重要なテーマの一つだと思うので、少しでもより良い調査票に、間違いにくい調査票になる、そしてより良いデータが取れる調査票が完成する何らかの方向に向かっていければと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、本日予定しておりました議題を終えましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

次回の部会では、答申案について審議を行うこととさせていただきます。それでは、次回の部会について事務局から連絡をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会につきましては、12月12日、月曜日の10時から、本日とは会場が変わりますが、この庁舎の7階中会議室で開催いたします。今回は、本日の審議で調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、答申案について御審議いただきたいと考えております。答申案につきましては、本日までの部会審議の結果を踏まえて、また、本日積み残しとなった事項への対応状況も考慮しながら、部会長の御指示を仰ぎつつ、事務局にて作成いたします。作成した答申案につきましては、委員、専門委員の皆様へ次回部会までにメールでお送りしたいと考えておりますので、あらかじめ内容を御確認いただければと思います。また、本日及びこれまでの部会でお配りした資料につきましては、次回の部会におきましても利用いたしますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員、専門委員の皆様におかれましては、前回部会のごときと同様、もしお荷物になるようでしたら、資料をそのまま席上に残したまま御退出いただければ、事務局において保管の上、次回御準備させていただきます。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。本日の部会の議事概要につきましては、後日事務局からメールにて照会いたしますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。ありがとうございました。